

令和5年度
長期貸付借入申込要領

令和5年度 長期貸付借入申込要領

当協会資金の貸付けについては、「公益財団法人神奈川県市町村振興協会市町村振興宝くじ交付金基金貸付細則」（以下、「貸付細則」という。）によるほか、細部についてはこの要領によります。

I 貸し付けの条件等

1 貸付期日

令和5年度に貸し付けることとした起債対象事業に対する協会資金の貸付日は、令和6年3月25日（月）及び令和6年5月24日（金）です。

ただし、令和5年度に協会の資金を充当する予定の起債事業の一部又は全部を令和6年度に繰り越すときは、上記の貸付日までに繰り越す旨を申し出た場合に限り、その繰越分に対する資金を翌年度（令和6年度）中の毎月24日（当日が金融機関休業日のときは、翌営業日）に貸し付けます。

2 貸し付けの対象事業

当協会の資金を借り入れることができる起債対象事業は、災害時における災害防止対策事業及び緊急を要する施設等整備事業で、次に掲げるすべてを満たす事業でなければなりません。

- ① 当協会の貸付財源がサマージャンボ宝くじの収益金であることから、地方財政法第32条に規定する事業（公共事業及び総務省令で定める事業）
- ② 地方債計画資金区分（通常収支分）において一般会計債に掲げる事業
- ③ 神奈川県知事に地方債の届け出をしたもの、同意がなされたもの及び許可を得た事業

3 貸付利率

1の貸付期日に当協会の資金を借り入れるときの貸付利率は、貸付月の財政融資資金の貸付利率に0.7を乗じた率とします。ただし、その率が0.01%を下回ったときは、0.01%とします。具体的な貸付利率の求め方は、9ページを参照してください。

注意1： 0.7を乗じた後の小数点の取り扱いは、財政融資資金と同位とし、財政融資資金の率が小数点第1位の場合は小数点第2位を四捨五入し、小数点第2位の場合は、第3位を四捨五入し、小数点第3位の場合は、第4位を四捨五入します。

注意2： 令和6年度に繰り越した起債事業に対する貸付利率については、別途、お問い合わせください。

4 償還期間及び据置期間

償還期間：25年、20年、15年、10年及び5年から選択（いずれも据置期間含む。）

据置期間：0年、1年、2年及び3年から選択

＊ 当協会の元利金の返済期日は、「9月24日」と「3月24日」と定めていますので結果として償還期間が短くなる場合があります。具体的な償還期限と据置期限は9ページを参照してください。

5 償還方法

半年賦元利均等償還及び半年賦元金均等償還から選択

6 貸付最低保証枠等

協会の貸付予算枠は、50億円とする。

1市町村あたりの最低貸付保証枠は、市にあっては2億円、町村にあっては1億円とする。

II 注意事項等

1 元利金の払込期日

当協会の元金及び利子額の払込日は、**毎年度9月24日及び3月24日**です。

ただし、当日が金融機関休業日のときは翌営業日とし、この場合の延滞利息は発生しません。

元金払込期日の2週間前までに、登録されたメールアドレスに元金払込通知書を送信します。

2 利子額等

(1) 初回の利子額

当協会の元利金の払込期日は、9月24日及び3月24日のため、この期日以外の日に借り入れたときの初回の利子額は、借入日の翌日から初回の元金払込期日（9月24日又は3月24日）までの日数に応じて日割り計算する。具体的な初回の利子額の求め方は8ページを参照してください。

$$\text{元金} \times \frac{\text{年利率}}{2} \times \frac{\text{借入日の翌日から初回の利子払込期日までの日数}}{\text{初回の利子払込期日の直前の元金払込期日の翌日から初回の利子払込期日までの日数}}$$

(2) 第2期以降の利子額

未償還元金に年利率を2分の1にした利率を乗じた額とする。

(3) 最終の利子額

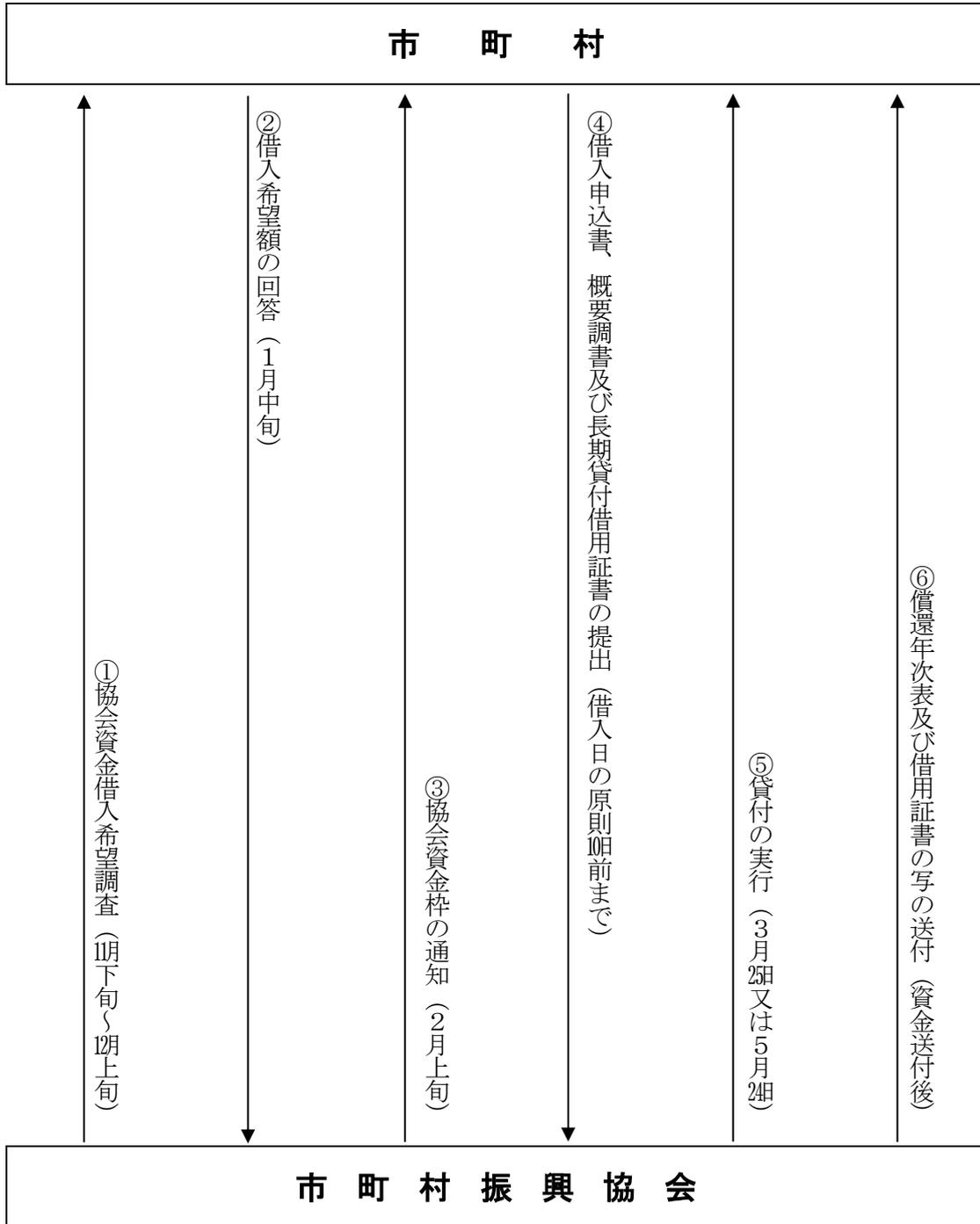
半年賦元利均等償還による最終の利子額は、償還残金を約定元金とするので次のとおりとする。

$$\text{最終の利子額} = \text{賦金} - \text{最終約定金額（償還残金）}$$

Ⅲ 借入れの手続きと提出書類等

1 長期借入手続き

当協会資金の長期借入れにかかる手続きの流れは、図のとおりです。



2 提出する書類

提出書類	注意事項
長期貸付借入申込書 (第1号様式)	<ol style="list-style-type: none">1 同一の貸付条件（償還期間、据置期間、償還方法）ごとに作成2 上記において、複数の借入事業があるときは付表を添付3 繰越事業に係る申込については、事業名に繰越事業分であることを明記し、議会に提出した繰越計算書の写しを添付4 原則として押印は不用ですが、必ず協会に届け出ているメールアドレスからPDF等改ざんの余地のない状態で送信してください。
長期貸付事業実施概要調書 (第2号様式)	<ol style="list-style-type: none">1 借入対象事業ごとに作成 (令和5年度に協会資金を充当する予定の起債事業の全部を繰り越すときは、当該概要調書をご提出ください。)2 メールでの提出が可能ですが、必ず協会に届け出ているメールアドレスからPDF等改ざんの余地のない状態で送信してください。
長期貸付借用証書 (第5号様式)	<ol style="list-style-type: none">1 同一の貸付条件（償還期間、据置期間、償還方法）ごとに作成2 上記において、複数の借入事業があるときは付表を添付3 裏面に必ず特約条項を印字してください。4 借入期間（最長25年間）に耐えられる用紙で作成してください。5 必ず押印し、提出期限までに原本を郵送してください。

3 書類の提出期限

長期貸付借入申込書、長期貸付事業実施概要調書及び長期貸付借用証書は、次の期日までに提出してください。

なお、当協会で定める「事務手続きにおける押印等の見直し方針」に基づき、長期貸付借入申込書及び長期貸付事業実施概要調書は、原則として押印を廃止していますので、協会に届け出ているメールアドレスから当協会のメールアドレス (soumu@ks-sinko.or.jp) に送信してください。(郵送も受け付けますが、この場合は必ず押印をお願いします。)

長期貸付借用証書は、必ず押印の後、期限までに郵送してください。

令和6年3月25日借入のときは、令和6年3月15日（金）まで

令和6年5月24日借入のときは、令和6年5月14日（火）まで

4 提出書類の作成上の留意事項及び記載要領

(1) 長期貸付借入申込書（第1号様式）（11ページを参照してください。）

① 借入金額

借り入れる金額を算用数字（1，2，3・・・）で記載してください。

② 借入希望日

令和6年3月25日 又は 令和6年5月24日です。

ただし、令和6年度に繰り越した部分に対する借入希望日は、令和6年度中の毎月24日（金融機関が休業日のときは、翌営業日）です。

③ 事業名

複数の事業があるときは、主だった1つの事業名を記載しその他の事業は一括して「他〇件」としてごさい。このときは、付表に個々の事業名及び借り入れる金額を記載して添付してごさい。付表の合計額と借入申込書の借入金額は一致します。

また、令和6年度に一部又は全部を繰り越すこととなった事業費分に当協会の資金を充当するときは、付表の備考欄に繰越分に係る当協会の借入予定額及び借入希望日を記載してごさい。（一部繰越で付表を作成しないときは、長期貸付事業実施概要調書の所定の欄に必ず記載し、借入予定のすべての事業が翌年度に繰り越されるときは令和6年3月25日までに当該事業の実施概要調書を必ず提出してごさい。）

④ 利率（9ページの具体的な貸付利率の求め方を参照してごさい。）

財務省が報道発表する借入希望日が含まれる月の財政融資資金貸付利率に0.7を乗じた率になります。ただし、その率が0.01%を下回るときは、0.01%となります。

⑤ 償還期間（9ページの償還期限と据置期間を参照してごさい。）

5年、10年、15年、20年及び25年から選択してごさい。

（いずれも、据置期間を含んだ期間となります。）

据置期間については、0年、1年、2年及び3年から選択してごさい。

⑥ 償還期限

当協会貸付細則において長期貸付の貸付日は原則毎月24日となっておりますが、元利金の償還期日は毎年度9月24日及び3月24日と決まっているため、9月または3月以外の月に借り入れた場合は、⑤に記載した償還期間（据置期間）が欠けることとなります。例えば、令和6年5月24日に償還期間：10年間、据置期間：2年間として借り入れた場合の償還期限は、令和16年3月24日（正味9年304日間）となり据置期限は令和8年3月24日（正味1年304日間）となります。

⑦ 元利金の支払い方法

半年賦元利均等償還及び半年賦元金均等償還から選択してごさい。

⑧ 資金の送付を受ける銀行の店舗

当協会の資金を受け入れる金融機関の口座を正確に記載してごさい。また、必ず口座名には、カタカナでフリガナを付してごさい。

(2) 長期貸付事業実施概要調書（第2号様式）（13ページを参照してごさい。）

① 借入申込額

借り入れる額を記載してごさい。なお、令和6年度に繰り越す部分に協会資金を充当するときは、繰り越す部分を含めた借入額を記載してごさい。

② 借入希望日、貸付期間及び事業名

それぞれ、長期貸付借入申込書（付表）の記載と同様に記載してごさい。

③ 全体事業計画（記載例のA欄）

借入対象事業全体について記載してごさい。

複数年度にわたって実施する事業の年度別計画額欄では、前年度以前実施済額は実績を記載し、本年度施行額は、令和6年度に繰り越す部分があっても繰り越す事業費を含めた金額を記載してください。年度別計画額欄の合計と全体事業計画欄の金額は同額となります。

④ 本年度の工事等の執行状況（記載例のB欄）

令和5年度の年度末の状況（見込み）を記載してください。

実施計画額は、全体事業計画（A欄）のうちの本年度執行額と同額となり、実施済額については年度末時点での事業の完成部分の事業費を記載し、工事進捗率は実施計画額に対する実施済額の割合を記載します。この割合が100%未満のときは翌年度に繰り越して協会資金の借入が可能です。

⑤ 本年度計画に係る財源内訳（記載例のC欄）

令和6年3月25日に借入を希望するときは、「3月借入分」の欄に、令和6年5月24日に借入を希望するときは、「5月借入分」の欄に本年度の工事等の執行状況（B欄）に記載した実施済額の内訳を記入してください。

本年度の工事等の執行状況（B欄）の「実施済額」のうち当協会の資金を充当する額（借入額）をC欄の「地方債」欄のうちの「協会資金」欄に記載し、工事進捗率が100%未満で次年度に繰り越す部分についても協会資金を充当する場合は、「繰越借入予定分」欄に所要額（①の借入申込額から今回借り入れる協会資金額を差し引いた額）を記載してください。

⑥ 起債の手続き（記載例のD欄）

地方債の発行の手続きの方法を記載してください。

それぞれ該当する番号に○を付し、届け出の場合は、神奈川県が受理したことを証する書面の写しを添付し、同意の場合は、同意を得た日付及び同意番号を記載し、許可の場合は、許可を得た日付及び許可番号を記載してください。

(3) 長期貸付借用証書（14ページを参照してください。）

① 貸付番号

当協会にて記入します。

当協会にて貸付番号を記入した長期貸付借用証書の写しを、資金送付後に償還年次表と併せて登録されたメールアドレスに送信するので確認してください。

② 金額、事業名、償還期間、償還期限、据置期間及び元利金の支払方法

長期貸付借入申込書と同一になります。

③ 利率（9ページの具体的な貸付利率の求め方を参照してください。）

財政融資資金の貸付利率に0.7を乗じた率を記載してください。ただし、その率が0.01%を下回るときは、0.01%となります。

④ 日付

長期貸付借入申込書に記載した借入希望日を記入してください。

⑤ 裏面の特約条項

必ず、借用証書の裏面に印刷してください。

⑥ 押印

必ず、代表者の印を押してください。

参 考 資 料

1	借入期間等	8ページ
2	初回の利子額	8ページ
3	償還期限と据置期限	9ページ
4	具体的な貸付利率の求め方	9ページ
5	提出書類の記載例	

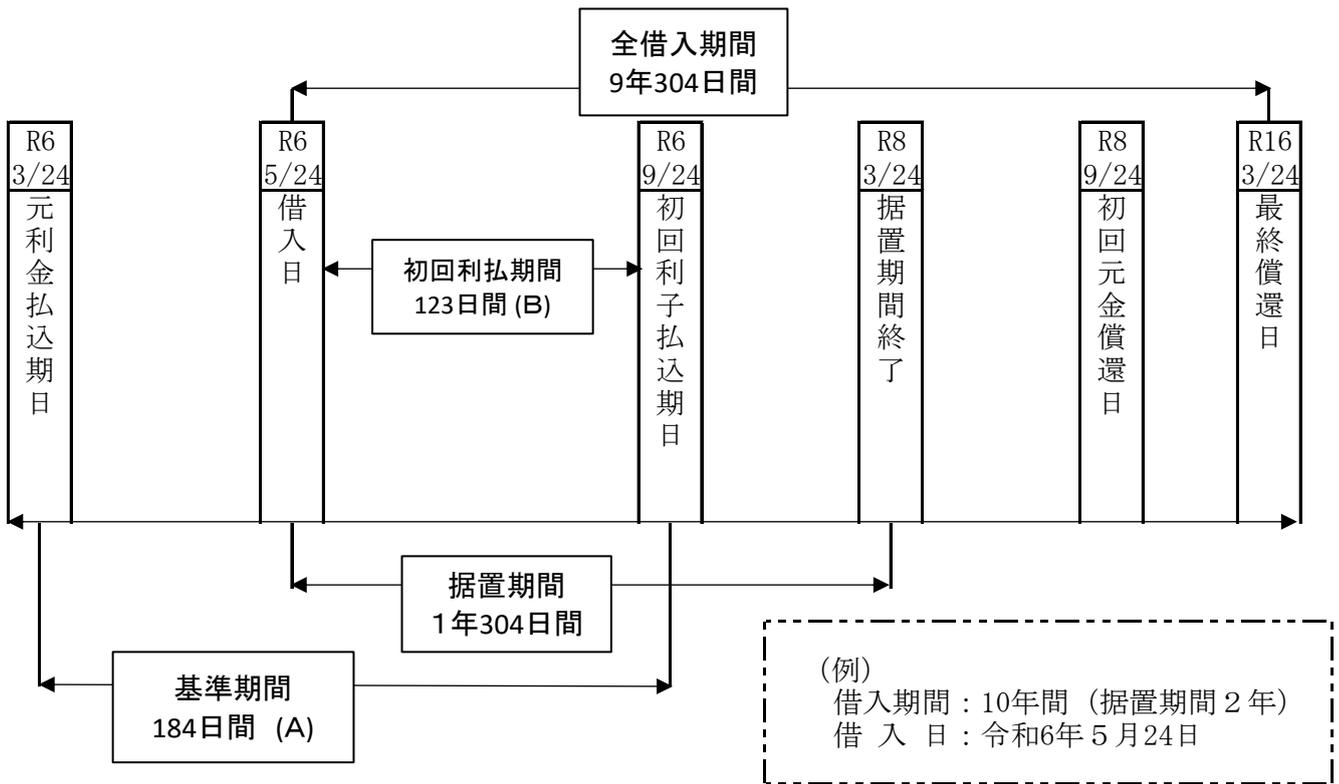
次の借り入れ条件等に基づき作成します。

- ① 借入額：総額 220,000,000 円（このほか繰越分：80,000,000 円）
（内訳 A事業：50,000,000 円（令和4年度の繰越事業）
B事業：70,000,000 円
C事業：100,000,000 円
（このほか令和6年度へ繰り越す分：80,000,000 円）
- ② 償還期間及び据置期間：10 年間（据置期間 2 年間）
- ③ 償還方法：半年賦元金均等償還
- ④ 借入日：令和6年5月24日（繰越分の借入希望日：令和7年3月24日）

(1)	長期貸付借入申込書（第1号様式）	11ページ
(2)	長期貸付借入申込書付表（第1号様式付表）	12ページ
(3)	借入対象C事業に係る長期貸付事業実施概要調書 （第2号様式）	13ページ
(4)	長期貸付借用証書（第5号様式）	14ページ
(5)	長期貸付借用証書付表（第5号様式付表）	16ページ

1 借入期間等

当協会の貸付期間の起算日は、貸付日の翌日になります。



2 初回の利子額

(1) 令和6年5月24日に借り入れたときの初回利子額

初回の利子額は、協会の元金の償還方法が半年賦となっているため年利率を2分の1として半年間に対する借入期間の日数に応じた額とします。

(例) 借入額：220,000,000円 年利率：0.4%

《計算式》

$$\text{元金} \times \frac{\text{年利率}}{2} \times \frac{\text{借入日の翌日から初回の利子払込期日までの日数 (B)}}{\text{初回の利子払込期日の直前の元利金払込期日の翌日から初回の利子払込期日までの日数 (A)}}$$

《具体例》

220,000,000円 × 0.2% × (123日間/184日間) = 294,130円となります。

$$220,000,000 \times \frac{0.40\%}{2} \times \frac{123 \text{日間 (令和6年5月25日～令和6年9月24日)}}{184 \text{日間 (令和6年3月25日～令和6年9月24日)}} = 294,130 \text{円}$$

(2) 令和6年3月25日に借り入れたときの初回利子額

(例) 借入額：220,000,000円 年利率：0.4%

220,000,000円 × 0.2% × 183/184 = 437,608円となります。

$$220,000,000 \times \frac{0.40\%}{2} \times \frac{183 \text{日間 (令和6年3月26日～令和6年9月24日)}}{184 \text{日間 (令和6年3月25日～令和6年9月24日)}} = 437,608 \text{円}$$

3 償還期限と据置期限

令和6年3月25日及び令和6年5月24日に借り入れるときの償還期限と据置期限は次のとおりです。

借入期間	償還期限	据置期限		
		1年間	2年間	3年間
5年	令和11年3月24日	令和7年3月24日	令和8年3月24日	令和9年3月24日
10年	令和16年3月24日			
15年	令和21年3月24日			
20年	令和26年3月24日			
25年	令和31年3月24日			

4 具体的な貸付利率の求め方

具体的に貸付利率を求めてみます。

なお、協会の貸し付けは、貸付全期間固定金利です。償還については、半年賦です。

《具体例》

借入期間：10年

据置期間：2年

償還方法：元金均等償還

- ① 次ページの「財政融資資金貸付金利（令和5年11月1日以降適用）」の「2. 元金均等償還」を参照
- ② 「（1）半年賦、全期間固定金利貸付」、「イ 据置期間5年以内」の表を参照します。
- ③ 借入期間が10年なので、表中の「貸付期間」の欄の「9年超 10年以内」の行を参照します。
- ④ 次に表中の「据置期間」の欄の「1年超2年以内」の列を参照します。
- ⑤ 上記の③と④が交差する欄の利率「0.6%」に0.7を乗じます。
- ⑥ $0.6 \times 0.7 = 0.42\%$ となりますが、財政融資資金の貸付利率と同位とするので小数点第2位を四捨五入し、「0.4%」となります。

* 上記で0.7を乗じて得られた利率が当協会の定める最低利率「0.01%」を下回ったときの当該貸付利率は「0.01%」となります。

5 提出書類の記載例

(1) 長期貸付借入申込書

第1号様式 (第7条関係)

公益財団法人神奈川県市町村振興協会理事長 殿

市町村の文書番号	→	〇〇第××号
申込書の提出日	→	令和6年5月17日

団体名 〇 〇 〇
職・氏名 〇 〇 〇 〇

長期貸付借入申込書

下記の条件により、貴協会から資金の借入れをしたいので別紙書類を添えて申込みます。

記

- | | | |
|------------------|---|--|
| 1 借入金額 | 金220,000,000円 | |
| 2 借入希望日 | 令和6年5月24日 | 複数の事業があるので、第1号様式付表に個々の事業名及び金額を記載します。 |
| 3 事業名 | A 事業 他2件 | |
| 4 利率 | 年0.4% | 財政融資資金貸付金利に0.7を乗じた率。ただしその率が0.01%を下回るときは0.01% |
| 5 償還期間
(貸付区分) | 10年以内 (据置期間2年以内を含む) | |
| 6 償還期限 | 令和16年3月24日 | |
| 7 据置期限 | 令和8年3月24日 | |
| 8 元利金の支払方法 | 半年賦元金均等償還の方法によるものとし、貴協会が作成される償還年次表により償還します。 | |
| 9 資金の送付を受ける銀行の店舗 | 横浜銀行県庁支店 | 正確に記載してください。 |
| | 普通預金 口座NO. 〇〇〇〇〇〇〇 | |
| | 口座名 公益財団法人神奈川県市町村振興協会 | |
- 口座名は必ずフリガナを付けてください。

コウエキザイダンホウジンカナガワケンシチュウソンシンコウキョウカイ
公益財団法人神奈川県市町村振興協会

(2) 長期貸付借入申込書付表

第1号様式付表

貸付区分 10年以内償還（据置期間2年以内を含む。）

償還期限 令和16年3月24日

据置期限 令和8年3月24日

事業名	金額	備考
A事業（令和4年度繰越分）	50,000,000円	
B事業	70,000,000円	
C事業	100,000,000円	翌年度に借り入れ希望 借入希望額 80,000千円 借入希望月 令和7年3月24日
合計	220,000,000円	

(注) 貸付事業が複数の場合は、本付表を添付すること。

(3) 概要調書

* 本調書は、借入額のすべてを繰越す場合もご提出ください。
* 本調書は、事業ごとに作成してください。

第2号様式 (第7条関係)

長期貸付事業実施概要調書

年 月 日作成

団体名	○ ○ ○	連絡先 (担当部課名)	○ ○部 ○ ○課 ○ ○係 (担当者氏名) ××× ×××	電話番号	×××-×××-××××	E-mail	××××××××××.or.jp	
借入申込額 ①	180,000 千円	借入希望日	令和6年5月24日	事業名	C 事業	施行場所	町名・番地等を記載してください。	
		貸付期間	10年間					
A 欄 全体事業計画 (起工 R4年度) (完成 R6年度)	事業内容	規模・構造等	金額	年度別計画額 (千円)		本事業の必要性 及び事業効果 具体的に記載してください。		
	事業の内容を具体的に記載			千円	前年度以前 実施済			50,000
	×××	100,000	本年度施行額	550,000			
	○○○	200,000	次年度以降 計画	500,000			
	△△△	800,000	計 1,100,000 ← 同額 →	計 1,100,000			
B 欄 本年度の工事等の執行 状況	事業内容	実施計画額	実施済額	工事進捗率	本事業執行に必要な各種手続の 進行状況			
	○○○	千円 550,000	千円 300,000	% 55	* 工事進捗率は年度末現在で記入してください。 着 工 年 月 日 完 成 年 月 日			
C 欄 B 欄の財源内訳	3月借入分	5月借入分	繰越借入予定分 (借入希望日: R7.3.24)		起債の手続き (該当する番号を囲む。)			
	協会資金	千円	② 100,000 千円	③ 80,000 千円	1 届出 (受理されたことを証するものを添付)			
	その他	千円	80,000 千円	20,000 千円	② 同意 同意年月日 同意番号	R6年×月○日 ××-○○○	その他の 参考事項	
	国・県補助金	千円	100,000 千円	千円	3 許可 許可年月日 許可番号	D 欄		
	その他	千円	20,000 千円	150,000 千円				
計	千円	300,000 千円	250,000 千円					

② 100,000 千円 + ③ 80,000 千円 = ① 180,000 千円になります。

(4) 長期貸付借用証書

第5号様式 (第8条関係)

空欄でお願いします。

貸付番号 第 ー 号

長期貸付借用証書

金額	金 2 2 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円
----	---------------------------

上記金額を本日、次の条件及び裏面特約条項を承認の上借用しました。

1 資金の用途
(事業名)

A 事業他 2 件

借入申込書と同率になります。

2 利 率

年 0.4 パーセント

3 償 還 期 間

1 0 年以内
(据置期間 2 年以内を含む)

4 償 還 期 限

令和 16 年 3 月 2 4 日

5 据 置 期 限

令和 8 年 3 月 2 4 日

借入申込書に記載した償還方法を記入

6 元利金の支払方法

半年賦元金均等償還の方法によるものとし、貴協会が作成される償還年次表により償還します。

7 元利金の支払場所

横浜銀行県庁支店

令和 6 年 5 月 24 日

借入日を記入

団 体 名

○ ○ ○

職・氏名

○ ○ ○ ○ 印

公益財団法人神奈川県市町村振興協会 理 事 長 殿

押印をお願いします。

(注) 貸付番号ごとに作成し、事業名が複数の時は、内訳書を添付すること。

必ず、借用証書の裏面に印刷してください。

特約条項

1 利息の計算

- (1) 利息は、借入れの翌日から計算するものとする。
- (2) 償還元利金の返済期日は毎年3月24日と9月24日とする。
- (3) 複数事業で借入れる場合の利率の計算は貸付対象事業ごとに計算するものとする。

2 繰上償還

- (1) 市町村は、借入金の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。
この場合は、あらかじめ繰上償還申請書を協会に提出するものとする。
- (2) 協会は、市町村が貸付金を目的外の用途に使用したとき、貸付けを受けたときの貸付条件に違反したとき、又は貸付細則に規定する貸付けに係る手続きを怠ったときは、市町村に対し貸付金の全部又は一部を繰上償還させることができる。
- (3) 繰上償還の場合における元利金の支払期日は協会が指定するものとする。

3 延滞利息

市町村は、償還元利金の返済期日が金融機関休業日に当たる場合を除き、元利金の支払いを遅延した場合は、その額について支払期日の翌日から支払当日まで年10パーセントの割合で延滞利息を払込むものとする。また、延滞利息の計算に係る年当たりの割合は、閏年の日を含む期間については、366日当たりの割合とする。

4 報 告

市町村は、借入金の償還が終わるまでの間に下記各号に該当する場合には、その都度速やかに協会に報告するものとする。

- (1) 借入団体の名称を変更した場合
- (2) 廃置分合、境界変更及び組合の解散を行い借入金の債務の承継を生じた場合
- (3) 借入金を財源として施行する予定の、又は施行中の、若しくは施行した事業を中止し、廃止し、又は計画を変更した場合
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、協会から指示を受けた場合

5 調 査

協会は、貸付けにかかる債権の管理又は保全のため、書類又は実施について調査することができるものとする。

6 そ の 他

この特約条項に定めのない事項で必要事項が生じた場合は、協会の指示によるものとする。

(5) 長期貸付借用証書付表の記載例

第5号様式付表

貸付区分 10年以内償還（据置期間2年以内を含む。）

貸付利率 0.4%

借入申込書と同率です。

貸付番号 第 ー

空欄でお願いします。

償還期限 令和16年3月24日

借入申込書と同様です。

据置期限 令和8年3月24日

事業名	金額	備考
A事業（令和元年度繰越分）	50,000,000円	
B事業	70,000,000円	
C事業	100,000,000円	翌年度繰越分借入希望 借入希望額 80,000千円 借入希望月 令和7年3月24日

(注) 貸付事業が複数の場合は、本付表を添付すること。